



各位

会社名 クオンタムソリューションズ株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 マーク ピンク  
 (コード番号 2338 東証スタンダード)  
 問合せ先 管理部 天神 雄一郎  
 T E L 03-6910-0571 (代表)

### 第三者割当による第12回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による第12回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2023年8月14日						
(2) 新株予約権の総数	65,600個						
(3) 発 行 価 額	総額 65,140,800円 (新株予約権1個当たり 993円)						
(4) 当該発行による 潜在株式数	6,560,000株 (新株予約権1個につき100株)						
(5) 調達資金の額	5,313,140,800円 (差引手取概算額 5,282,782,800円) (内訳) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">新株予約権発行分</td> <td style="text-align: right;">65,140,800円</td> </tr> <tr> <td>新株予約権行使分</td> <td style="text-align: right;">5,248,000,000円</td> </tr> <tr> <td>発行諸費用の概算額</td> <td style="text-align: right;">30,358,000円</td> </tr> </table> 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金の総額に、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。	新株予約権発行分	65,140,800円	新株予約権行使分	5,248,000,000円	発行諸費用の概算額	30,358,000円
新株予約権発行分	65,140,800円						
新株予約権行使分	5,248,000,000円						
発行諸費用の概算額	30,358,000円						
(6) 行 使 価 額	1株当たり800円						
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 TING YAN CHUN 65,600個						
(8) 行 使 期 間	2023年8月14日から2026年8月13日まで						
(9) そ の 他	① 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。 ② 取得条項 本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、当社は取締役会において本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができます。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、取得日に残存する本新株予約						

	<p>権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>③ その他 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>
--	--

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 募集の背景

当社は、2023年5月22日にプレスリリース「AI生成コンテンツ（AIGC）事業展開の可能性検討のお知らせ」を公表しましたが、AI生成コンテンツ（以下「AIGC」といいます。）事業を具体的かつ相応の速度で進めるため、今回の資金調達を行うものです。

当該プレスリリースにも記載しました通り、当社は、AIに関連して次の二つのプロジェクトを展開してまいります。

#### ① AIGC事業

日本のユーザーを対象に、人工知能技術に基づいてユーザーが意図したコンテンツを生成できるWebベースのAIGC製品を開発するものです。AIGCとは、Artificial Intelligence Generated Contentの略称です。

第一段階は、人工知能のオープンプラットフォームをベースに、ユーザーが必要とするコンテンツを生成するチャットボットサイトを構築します。次に、その基盤となるソフトウェア、特にスマートコックピット（運転席においてさまざまな情報を授受することができるように設計されたシステムを指しています。）に対応できるソフトウェアの機能をさらに強化します。ドライバーとのチャット、音声ナビゲーション、オンラインショッピングの音声指示を車に搭載し、リアルな人と車のインタラクションの実現を目指します。

本事業のタイムラインを次のとおり想定して事業計画を作成しております。

2023年7月 ～2023年9月	チャットボットWebサイトを開発する
2023年10月 ～2024年1月	チャットボットWebサイトのベータ版の公開試用開始 チャットボットWebサイトの正式版リリースを進めるとともに、チャットボットのWebサイトを現在一般的に使用されている自動車コックピットソフトウェアに対応させるための研究を開始
2024年2月	チャットボットWebサイトを正式公開
2024年6月	独自の人工知能コックピットソフトウェアをサードパーティまたは自社開発の電気自動車に搭載する

本事業が2024年4月までに要する費用を3,598百万円と想定しており、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

	開発期間 2023年7月～ 2023年9月	試用期間 2023年10月～ 2024年1月	正式リリース 2024年2月～ 2024年4月	合計
開発費（人件費）	45,000	60,000	90,000	195,000
API手数料	36,000	2,880,000	360,000	3,276,000
サーバー料金	27	2,179	272	2,478
マーケティング費用	15,857	21,143	45,857	82,857
オフィス関係費用	12,600	16,800	13,200	42,600
合計	109,484	2,980,122	509,329	3,598,935

AIGC事業については、まず日本語で正確でパーソナライズされた応答を得ることができるチャットボットWebサイトを開発します。3か月間の開発期間の費用を約1億円と見積もっておりますが、正式にリリースするためにはChatGPTなどの対話型AIとの間で大量のデータを交換し、回答の精度と効率を継続的に向上させる必要があります。そのため開発期間後の試用期間と想定する4か月間において、対

話型AIの利用料金（DAU（デイリーアクティブユーザー数）を上限1200万人、1 DAU当たり150,000ワードとしてChatGPTを提供するOpenAIのサイトを参照して計算）を中心に最大で30億円近い費用が生じることを見込んでおります。続けて、チャットボットWebサイトのリリース後、同サイトのメンテナンスと並行してスマートコックピットアプリケーションの開発を進めるため、正式リリース後の3か月間で約5億円の費用を見積もり、資金計画に含めています。

本事業による収益として、(i) 広告収入、(ii) ユーザーによるオンデマンドのサブスクリプション料金の支払、および(iii) スマートコックピットソフトウェアの販売がありますが、一定のユーザー数を確保するまでは(i)の広告収入のみを想定しております。他社に先駆けてAIGC製品を提供することにより、2025年2月期中に月次決算で収益が発生すると想定しております。

## ② 新エネルギー車事業

最終的に、コックピットに自社開発のAIGC製品を搭載した電気自動車を開発するものですが、当面は価格優位性のある電気自動車を開発し、日本市場への投入を目指します。並行してAIGC事業が開発する人工知能コックピットソフトウェア（ドライバーとのチャットや音声ナビゲーション、オンラインショッピングの音声指示など）の搭載を進めてまいります。

本事業のタイムラインを次のとおり想定して事業計画を作成しております。

2023年7月	本プロジェクトの車両開発機関として、自動車デザイン会社（中国の「全国中小企業株式譲渡システム」（「新三板」という。中小企業向け店頭市場）に上場）と折衝しており、当社の子会社であるQuantum Automotive Limitedの担当者が、車両の試作に要する費用として下表の提案内容を確認し、同社を正式に指名した。
2023年12月	車両の商品企画、スタイリング、エンジニアリングデザインを完了し、プロトタイプ製作を開始する。
2024年6月	規制当局の安全性承認を取って、量産に向けた準備を行う。

本事業が2024年12月までに要する費用は上記の提案により下表のとおり1,159百万円と想定しており、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

研究開発費	1,134,260
プロジェクト開発費	341,060
試験証明書手数料	279,368
金型コスト	396,462
治具コスト	117,370
試作費（20台分）	24,992
合計	1,159,252

今回の資金調達は、試作車の製作までを対象としております。試作完了後、日本における安全認証の取得と道路使用許可証の取得を手配する予定です。安全認証取得のための費用は開発費に含まれていません。現在の計画では、中国で部品を生産し、日本に輸出して最終組み立てを行う予定ですが、生産計画については引き続き環境等の分析を行って決定します。

本新株予約権の発行により調達する資金については、以上のAIに関連した二つのプロジェクトの事業展開に使用するほか、当社グループの運転資金として524百万円を充当してまいります。

## ③ 当社グループ運転資金

2023年2月20日に開示した「第11回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の資金使途変更に関するお知らせ」のとおり、AI技術を用いた非鉄金属の商取引のマッチング事業の廃止に伴って第11回新株予約権による調達資金のうち632百万円の使途を2023年2月から11月までの当社運転資金に変更しております。当該新株予約権につきましては、2023年6月5日現在の調達額153百万円を全額運転資金に充当しております。2023年6月末現在の当社の現預金残高は107百万円です。今回の資金使途でありますAIに関連した二つのプロジェクトは、いずれも相応の速度をもって開発を進める必要がありますとともに、外部環境が急速に変動する可能性もあることから、追加資金が必要になることも

想定されます。また、割当予定先が追加的に権利行使をする場合に保有株式を市場で売却する方針ですが、市場環境その他により希望する権利行使が速やかに出来ない可能性がありますので、あらかじめ運転資金として資金を調達しておく必要性も想定されます。当社は、日本の電気自動車メーカーである株式会社FOMMと提携してタイにおける電気自動車の製造・販売を開始しておりますが、同社における委託製造が計画を大幅に下回っていることから、最近の2期間において連結キャッシュ・フローが556百万円のマイナス（うち営業キャッシュ・フローが656百万円のマイナス）となり、2023年2月末の残高は236百万円となりました。また、当社グループの前期の連結営業損失は394百万円であります。このような状況において、当社は各事業における売上げの拡大を図るとともに、第11回新株予約権の投資家に権利行使を依頼する等の資金調達に努めておりますが、割当予定先には、最近2期間のキャッシュ・フロー及び営業キャッシュ・フローの内容を勘案し、運転資金として524百万円を確保したい旨を説明しております。

## (2) 当該資金調達の方法を選択した理由

本新株予約権がすべて行使された場合約48%の希薄化が生じることになりますが、希薄化に係る合理性については、後記の「5. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであります。

また、当社は、他の資金調達方法との比較を行った結果、以下に掲げる理由により、現時点の当社における資金調達方法として、第三者割当による本新株予約権発行による資金調達が、最も合理的と考えられるものと判断いたしました。

- (1) 金融機関等からの間接金融による資金調達は現状の当社の財務内容では難しいこと。
- (2) 当社は、今回の新規事業の展開について、時期を失しないよう機動的に資金を確保する必要があること。したがって、事前準備と募集期間に一定の時間を必要とする公募増資、株主割当増資及びいわゆるライツ・オフリングは必ずしも機動的とは言えず、今回の資金調達の方法として適さないこと。
- (3) 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化しているが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。

以上の検討を踏まえ、この度の資金調達は、第三者割当による新株予約権発行の手法で行うことが、手続き及び株価への影響等を考慮して最も合理的であると判断しております。

## (本新株予約権の特徴)

本新株予約権の特徴は、次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権では、発行により65百万円の資金を調達しますが、その後は権利が行使されない限り当社は資金が調達できません。今回の資金調達において権利が行使されるかどうかは基本的に事業計画の進捗にかかっており、割当予定先はAIGC事業及び新エネルギー車事業の進捗を確認しながら、合理的な判断に基づいて権利を行使することができるという特徴があります。
- (2) 一方で当社は、資金を確保するためにこれらの事業を計画通り進めるとともに、その進捗について適時開示の観点から適時適切に開示しなければなりません。この点は、他の株主にとっても有意義であると考えられます。
- (3) 今回の資金使途である2つの事業が順調に進捗したときは、一般的には株価に好影響を与えると考えられますので、売買高の増加等から権利行使に特段の障害が生じないものと想定されます。ただし、市場環境その他により割当予定先が希望する権利行使が速やかに出来ない可能性があることが、新株予約権による資金調達のデメリットとして想定されます。
- (4) 本新株予約権については、本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会の決議により本新株予約権者から本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日を決定することができる旨の条件が付されております。また、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する旨の制限が付されます。これらの条件等は、一般的には割当予定先の投資活動を制限する点でデメリット

と考えられておりますが、本新株予約権については割当予定先の了解を得て付しております。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	5,313,140,800円 (内訳) 第12回新株予約権の発行 65,140,800円 第12回新株予約権の行使 5,248,000,000円
② 発行諸費用の概算額	30,358,000円
③ 差引手取概算額	5,282,782,800円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額及び行使に際して払い込むべき金額の合計額であります。なお本新株予約権の行使による払い込みにつきましては、原則として新株予約権者の判断によるため、差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により変更される場合があります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権価格算定費用 1,500 千円、弁護士報酬費用 10,000 千円、反社会的勢力との関連性に関する調査費用 200 千円、第三者委員会意見書費用 200 千円及び変更登記費用 18,458 千円であります。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途		金額 (百万円)	支出予定時期
①	AIGC 事業	3,598	2023 年 8 月～2024 年 4 月
②	新エネルギー車事業	1,159	2023 年 10 月～2024 年 12 月
③	当社グループ運転資金	524	2023 年 8 月～2024 年 12 月
計		5,282	

- (注) 1. 調達した資金は、支出までの期間、当社の取引金融機関の預金口座で管理いたします。
2. 本新株予約権の行使状況によって資金の調達額や調達時期が決定されることから、当初計画の支出予定時期に権利行使による資金調達が間に合わない可能性があります。このような新株予約権の特徴につきましては、上記の「2. 募集の目的及び理由 (2) 当該資金調達の方法を選択した理由 (本新株予約権の特徴)」をご参照ください。このような場合に備えて、資金計画については割当予定先と協議し、支出目的が確定する時期以前であっても運転資金として確保することや、また、やむを得ない場合は支出内容の見直しや時期の変更等で対応する予定です。
3. 今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、適時適切に開示いたします。

### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「2. (1) 募集の背景」及び「3. (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載の通り、AIGC事業 (上記①) に3,598百万円、新エネルギー車事業 (上記②) に1,159百万円、当社グループ運転資金 (上記③) に524百万円、としてそれぞれ当該資金に充当する予定であります。なお、新株予約権は割当予定先の判断で順次行使されるとともに、株式市場の状況などから割当予定先が意図した時期に権利行使できない可能性があります。このような場合、資金使途に関しては支出予定時期の通り①と③を優先して進めてまいります。

これらの資金使途は、上記の通り、各資金使途へ充当することにより経営の安定化、企業価値及び株主価値を向上へ繋がるものと判断しているため、本新株予約権の発行により調達する資金の使途には、合理性があると判断しております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の評価を第三者評価機関であるエースターコンサルティング株式会社（住所：東京都港区西麻布三丁目19番13号 代表者：代表取締役 三平慎吾）に依頼しました。当該機関は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結が予定される総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、変数として、基準となる当社株価を770円（2023年7月27日の終値）、行使価額を800円、ボラティリティー33.70%（2020年6月から2023年6月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間3年、リスクフリーレート $\Delta$ 0.032%（2026年6月20日償還の長期国債344の複利利回り中央値）、市場リスクプレミアム8.9%、対指数 $\beta$ 0.073（対象会社の2020年7月28日から2023年7月27日の日次 $\beta$ ）、信用スプレッド24.62%を利用して本新株予約権の公正価値評価を実施しました。

その結果、本新株予約権1個当たりの評価額は993円と算定されました。当社は、当該評価が一般的な算定モデルにより評価に必要な要素を網羅して算定したものであることから、これを参考とすることが合理的であると判断し、本新株予約権1個当たりの発行価格を算定結果と同額の993円と決定しました。

行使価額は、割当予定先との協議を経て、発行決議日の前取引日の直近3ヶ月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値平均776円を基準価格として800円と決定しました。この決定は、市場における当社株式の出来高や株価の変動状況を勘案し、発行決議直前の終値を参考とするよりも一定期間の平均値を参考とするほうが合理的と判断したものであります。

なお、行使価額800円は、当該直前営業日までの1か月間の終値平均775.62円に対する乖離率は3.14%のプレミアム、当該直前営業日までの3か月間の終値平均776.39円に対する乖離率は3.04%のプレミアム、当該直前営業日までの6か月間の終値平均808.75円に対する乖離率は1.08%のディスカウントとなっております。

また、当社監査等委員会から、エースターコンサルティング株式会社は、当社と継続的な取引関係になく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、本新株予約権の発行価格は市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権公正価値査定書において報告された公正価値評価額と同額として決定していることから、有利発行には該当しないとの取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数は6,560,000株、議決権個数は65,600個であり、2023年6月30日現在の当社発行済株式総数13,671,131株（議決権個数136,314個）を分母とする希薄化率は47.98%（議決権の総数に対する割合は48.12%）となります。

当社は、本新株予約権が行使された場合にはこのような大規模な希薄化が生じるものの、当社の中長期的な成長を実現するために資金使途に記載した事業の実現が必須であり、そのために必要な資金調達であると判断したものであります。また、本新株予約権の発行は有利発行に該当せず、これらの事業が順調に進展したときには当社の株式価値の向上を通じて既存の株主にも報いることができると考えられます。なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる条項を本新株予約権の発行要項に付していることで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。以上から、当社は、本新株予約権の発行に係る発行数量及び株式の希薄化の規模は合理性を有すると考えております。

なお、割当予定先は本新株予約権を行使して取得した当社株式6,560,000株を、中長期保有ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場で売却する方針ですが、当該株式数を本新株予約権の行使期間である3年間（245日/年営業日で計算）で売却すると仮定した場合の1日当たりの数量は8,925株（小数点以下切捨て）となります。一方、当社株式の直近6か月間の1日当たりの平均出来高は21,747株（1～6月平均）であることから、当社株式は市場において一定の流動性を有しているものの、本新株予約権発行時点での流動性においては、割当予定先による行使期間における市場での売却が難しい状況が想定されます。この点については、割当予定先から、投資業を営む者として市場の流動性の重要性については十分に承知しており、必要な場合は市場に影響しないよう売却することで対応する旨を確認しております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

(1) 氏名	TING YAN CHUN	
(2) 住所	HARBOUR GLORY 32 CITY GARDEN RD Hong Kong	
(3) 職業	SHARP EDGE VENTURES LIMITED / Director	
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	出資関係	当該個人が Director を務める SHARP EDGE VENTURES LIMITED は、当社株式 1,481,900 株（発行済株式総数の 10.84%）を保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

※ 当社は、割当予定先が暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）である事実、割当予定先が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当予定先が意図して暴力団等と交流を持っている事実はないことを証する確認書を割当予定先より受領しました。

また、独自に第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（住所：東京都港区赤坂二丁目16番6号、代表取締役：羽田 寿次）に依頼し、割当予定先について、反社会的勢力との関係性やテロリストおよびテロリストと疑われるものへの支援の有無、過去の反社会的または反市場的行為の有無の確認、関係企業や関係人物、主要株主の風評等の調査を実施しました。その結果、同社より、調査対象者について反社会的勢力との関連を確定する情報は確認されないこと、割当予定先については香港証券取引所上場会社の創業者であること及びこれまでに反市場行為等は見られなかったことから、現状において憂慮する点は無いと考察される旨の調査報告書を受領しました。なお、当社取締役の TUNG CHUN FAI が面談しているほか、パスポートの写しを入手しております。

以上の方法により、割当予定先が反社会的勢力等の特定団体等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

### (2) 割当予定先を選定した理由

本第三者割当の割当予定先であるTING YAN CHUN氏（以下「TING氏」といいます。）は、TING氏がDirectorを務めるSHARP EDGE VENTURES LIMITEDが当社株式1,481,900株（総議決権個数の10.87%）を保有する主要株主であり、当社グループの事業内容に理解を頂いております。また、SHARP EDGE VENTURES LIMITEDの100%株主であるLI Qing氏は、深セン証券取引所に上場する晶瑞電子材料股份有限公司の取締役を務められており、半導体及び新エネルギー産業への知見を当社グループのEV事業に發揮いただくため2023年4月27日付で当社子会社Quantum Automotive Limited（以下「QAL」といいます。）の名誉顧問に招へいし、就任いただいております。

当社取締役兼QAL DirectorであるTUNG CHUN FAIが今回の割当予定先を含む複数の候補先に対して今回の事業の詳細及びそのための資金調達必要性について説明を行い、協力を求めたところ、割当予定先のTING氏から快諾を得るとともに、本新株予約権の引受に係るスキーム及び条件の提示を受けました。

TING氏より提示されたスキーム及び条件は、当社の業績を勘案すると全てを新株式発行で引き受けることは難しいため、新株予約権で引き受けるというものであります。これを基に、当社は割当予定先と協議し、第三者割当増資の設計について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点から、行使価格修正条項を付さない本新株予約権の発行及び割当をすることとしました。

また、TING氏に資本政策に変更が生じた際には、当社の判断において本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができる条件を発行要項に記載することを説明し了解を得るとともに、TING氏より当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことを口頭により説明を受け、総合的に勘案した上で割当予定先への第三者割当による新株予約権の発行を決定いたしました。

### (3) 割当予定先の保有方針

当社と割当予定先のTING氏との協議において、割当予定先が第三者割当てで取得する本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先との間で締結する割当契約には継続保有及び預託に関する取決めはなく、割当予定先は、適宜判断の上、市場売却を行うことを目標として、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。本新株予約権は、会社法第236条第1項6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、当社と割当予定先が締結する割当契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。

また割当予定先は、本新株予約権については、譲渡を行わず、行使可能期間中保有の上、行使を行う方針であることを口頭で確認しております。

割当予定先が取締役会の決議による当社の承認を以って本新株予約権証券を第三者に譲渡を検討する場合には、事前に譲受人の本人確認、反社会的勢力等との関係確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で契約する取得等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、当社取締役会にて譲渡が承認された場合には、その内容を開示いたします。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権に係る払込みについて、当該割当予定先から銀行預金の2023年4月から6月の各末日時点の残高証明書を受領し、本新株予約権の発行に係る資金については資金面で問題がないことを確認しています。また、当該残高証明書の残高では新株予約権の行使を含む総額に満たないものの、取得した本株式を売却し売却した資金をもって権利行使を行う方針であることに加え、当該資金が他者からの借入ではなく全額自己資金であることを当該割当予定先より口頭及び書面にて確認しています。

## 7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2023年6月30日現在)	
FIRST LINK INC LIMITED (常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	22.82%
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社 代表取締役) (うち SHARP EDGE VENTURES LIMITED 保有分) ①	15.25% (4.09%)
劉央 (LIU YANG) (常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	12.27%
KGI ASIA LIMITED - CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店 ダイレクト・カスタディ・クリアリング業務部長)	10.52%
OKASAN INTERNATIONAL (ASIA) LIMITED A/C CLIENT (常任代理人 岡三証券株式会社 代表取締役社長) (うち SHARP EDGE VENTURES LIMITED 保有分) ②	7.50% (6.78%)
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE / JASDEC / UOB KAY HIAN PRIVATE LIMITED (常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	6.92%
SCBHK AC EVERBRIGHT SECURITIES INVESTMENT SERVICES (HK) LIMITED - CLIENT AC (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行 取締役頭取執行役員)	3.88%
KGI ASIA LIMITED - CLIENT ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	3.53%
CLEARSTREAM BANKING S. A. (常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	3.13%
MAD ENTERPRISES LIMITED (常任代理人 三田証券株式会社 代表取締役社長) (SHARP EDGE VENTURES LIMITED 保有分) ①+②	1.65% (10.87%)

(注) 1. 今回の本新株予約権の募集分については、割当予定先の TING 氏が権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、今回の本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。なお、割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社普通株式を全て保有し、かつ、本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る権利行使後の所有株式数は 6,560,000 株、総議決

権数に対する所有議決権数の割合は 32.49%となります。

2. 上記募集前の持株比率は、2023年2月28日現在における株主名簿に基づき記載しております。ただし、総議決権数は2023年6月30日現在の136,314個で計算しております。なお、6月30日現在の議決権数につきましては、決算期である2月末に確定した議決権数134,974個に3月から6月末までの新株予約権行使により増加した1,340個を加えて算出しておりますが、この間の単位未満株の異動は不明ですので反映しておりません。
3. FIRST LINK INC LIMITED 及び劉央氏については株主名簿上の名称と異なりますが、特に実質株主として把握していることにより記載しております。SHARP EDGE VENTURES LIMITED については、Director のTING YAN CHUN氏の申告に基づき割当予定先の関係先として記載しておりますが、保有株式数は2023年2月8日付の大量保有報告書並びに同年7月7日付及び7月21日付の訂正報告書により確認したものです。また、当社はSHARP EDGE VENTURES LIMITEDの大量保有報告に関して、主要株主の異動として2月9日付で開示し、7月10日付で訂正の開示を行っております。なお、同社の大量保有に係る他の株主への影響が確認できないことから、2月28日現在における株主名簿は変更しておりません。
4. 持株比率は、総議決権数に対する所有議決権数の割合であり、小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 8. 今後の見通し

本第三者割当による2024年2月期の通期業績に与える影響は軽微であると考えておりますが、今後修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当による資金調達により、最大で48.14%（議決権の総数に対する比率）の割合で希薄化が生じることから、東京証券取引所が定める有価証券上場規程第432条（第三者割当に係る遵守事項）により、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当てに係る株主総会決議等による株主の意思確認のいずれかの手続きを要します。

当社は、本第三者割当が新株予約権の発行であって直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、一方で現在の当社の財務状況および本件資金調達の目的であるAIGC事業や新エネルギー事業が相応の速度で進めることを要するものであることから、迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることに鑑み、経営者から独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することとしました。

そこで当社は、当社と利害関係を有さない麻布総合会計事務所の石塚亮平公認会計士及び藤嶋会計事務所の藤嶋司公認会計士の2名で構成される第三者委員会に、本第三者割当に関する事項（発行の目的、資金調達額、使途、支出予定時期、発行条件、割当予定先、第三者割当後の株主構成、今後の業績への影響等）を詳細に説明し、また質問に答えました。

その結果、第三者委員会から以下の内容の意見書を2023年7月27日に取得しております。

### （第三者委員会の意見の概要）

#### 第1 意見の趣旨

クオンタムソリューションズ株式会社が2023年7月28日決議予定の第三者割当による第12回新株予約権の発行（以下「本第三者割当」という。）については、当該割当ての必要性及び相当性が認められ、発行が相当である。

#### 第2 本件資金調達の概要

本書の「1. 募集の概要」から引用されていますので省略します。

#### 第3 本件資金調達の必要性について

クオンタムソリューションズ株式会社（以下「発行会社」という。）は、2022年2月期において売上高

が減少し、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、2023年2月期においても、引き続き、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している。2024年2月期第1四半期も同様である。依然当社は、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している。

そうした状況下において、AIGC事業に進出し、他社に先駆けてAIGC製品を提供することで当社の新たな核となる事業に展開することが出来るのであり、早期の資金調達が必要と認められる。

さらに、電気自動車事業についても、発行会社の強みである中国とのつながりを生かして価格優位性のある電気自動車を開発し、日本市場への投入を進め、最終的には当社で開発したAIGC製品を搭載した電気自動車を開発し、事業展開を行なっていくものであるが、電気自動車事業においても事業環境の変化が早く早期の資金調達の必要性が認められる。

他方、2023年2月20日に発行会社が開示した「第11回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の資金使途変更に関するお知らせ」のとおり、AI技術を用いた非鉄金属の商取引のマッチング事業の廃止に伴って第11回新株予約権による調達資金のうち632百万円の使途を2023年2月から11月までの当社運転資金に変更しているが、当該新株予約権の権利行使が進んでいないことから、2023年6月5日現在で調達した153百万円について全額運転資金に充当しているが、2023年6月30日現在の当社の現預金残高は107百万円であり、最近2期間のキャッシュ・フロー及び営業キャッシュ・フローの内容を考慮すると、当面の運転資金を確保し、安定した経営基盤を確立することが急務である。

なお、本新株予約権の行使状況によって資金の調達額や調達時期が決定されることから、当初計画の支出予定時期に権利行使による資金調達が間に合わない可能性があり、このような場合に備えて、資金計画については割当予定先と協議し、支出目的が確定する時期以前であっても運転資金として確保することや、また、やむを得ない場合は支出内容の見直しや時期の変更等で対応する予定であるとしている点に関しても、新株予約権の特性を踏まえた発行会社の財務状況を踏まえたものであり、資金調達の必要性を否定するものでない。

そうすると、本第三者割当による新株予約権の発行の理由・背景及び資金使途について不合理な点は見当たらず、本第三者割当による新株予約権の発行による資金調達の必要性が認められると認められる。

#### 第4 本件資金調達の相当性

##### 1 他の資金調達手段との比較における相当性

発行会社の説明を踏まえ他の資金調達手段との比較における相当性を検討すると、現在の発行会社の財務状況および本件資金調達の目的であるAIやEVの事業化がスピードを要するものであることを踏まえると、事前準備と募集期間に一定の時間を必要とする公募増資、株主割当増資及びいわゆるライツ・オフリングで資金調達を図ることは相当でなく、他方銀行融資との間接金融によることが発行会社の財務状況を踏まえると難しく、転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)については、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方向修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ、第三者割当による新株予約権発行の手法で行うことが、手続きも簡易であり準備期間が短期間で済むこと、及び調達コストがリーズナブルであって最も合理的であるとの判断は相当である。

なお新株予約権による場合、発行会社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が進まず発行会社の予定する資金調達が十分に行えない可能性があるが、割当予定先から新株割当てによる第三者割当については発行会社の業績を勘案すると新株式発行で引き受けることは難しいため、本新株予約権で引き受けるというものであるとの回答があったということであり、資金調達の確実性に欠けるデメリットはあるもののやむを得ないものと認められる。

そして、本新株予約権については、その割当日以降いつでも、発行会社は取締役会の決議により本新株予約権者から本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日を決定することができることとされており、新株予約権行使の行使により十分な資金調達が得られた場合またはより有利な資金調達手段が将来可能になった場合において、新株予約権を当社が取得することで必要以上の希薄化を防ぐことが可能となる。

そうすると、本第三者割当による新株予約権発行は第三者割当による本新株予約権発行による資金調達が、現時点では最も合理的と考えられ相当である。

## 2 本第三者割当による新株予約権発行の条件の相当性

第三者評価機関であるエースターコンサルティング株式会社は、発行会社と継続的な取引関係がなく発行会社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われていることが認められる。そして、同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同額の払込金額として決定することとしていることから、有利発行には該当しないといえ、発行条件も妥当性を有するものといえ、重大な法令違反も認められず、発行条件について相当性が認められる。

## 3 発行数量及び株式の希薄化の規模の相当性

本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数は 6,560,000 株、議決権個数は 65,600 個であり、2023 年 6 月 30 日現在の当社発行済株式総数 13,671,131 株（議決権個数 136,314 個）を分母とする希薄化率は 47.98%（議決権の総数に対する割合は 48.12%）となり、大規模な希薄が生じることにはなる。

しかし、現在の発行会社の財務状況および本件資金調達目的である AIGC 事業や新エネルギー事業の実現が必須であるとする発行会社の説明については、発行会社が置かれている経営状況を踏まえると合理的な判断といえることができる。なお、第 3 で検討したとおり本件資金調達に必要と認められる資金に限定して新株予約権の発行を行なうものとしている。これらの事業が順調に進展したときには発行会社の株式価値の向上を通じて既存の株主にも報いることができると考えられる。

以上の事情を総合すれば、本新株予約権の発行は有利発行に該当しない。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、発行会社の判断により、残存する新株予約権を取得できる条項を本新株予約権の発行要項に付していることで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮している。

割当予定先は本新株予約権を行使して取得した発行会社株式 6,560,000 株を、中長期保有ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場で売却する方針であるが、当該株式数を本新株予約権の行使期間である 3 年間（245 日／年営業日で計算）で売却すると仮定した場合の 1 日当たりの数量は 8,925 株（小数点以下切捨て）となる。一方、発行会社株式の直近 6 か月間の 1 日当たりの平均出来高は 21,747 株（1～6 月平均）であることから、市場において一定の流動性を有しているものの、本新株予約権発行時点での流動性においては、割当予定先による行使期間における市場での売却が難しい状況が想定されることは否めない。しかし、この点については、割当予定先から、投資業を営む者として市場の流動性の重要性については十分に承知しており、必要な場合は市場に影響しないよう売却することで対応する旨を確認しており、割当予定先による本株予約権行使による株式売却で生じる影響にも一定の配慮が図られているといえる。

発行会社の企業価値及び株主価値の向上につながることを期待されることが考えられるものである。本第三者割当による新株予約権発行による潜在的な発行株式数及び希薄化の規模は、既存株主にとっても合理的であると評価でき合理性がある。

## 4 本件資金調達の相当性の検討結果

したがって、本件資金調達の条件等の相当性も認められる。

## 第 5 割当予定先の適切性及び妥当性

割当て予定先の選定に際して、発行会社取締役兼 QAL Director である TUNG CHUN FAI が今回の割当予定先を含む複数の候補先に対して今回の事業の詳細及びそのための資金調達の必要性について説明を行い、協力を求めたところ、発行会社の主要株主関係者である割当予定先から事業内容に理解をいただいているところを踏まえ選定しており、その選定過程に問題は無いといえる。なお、第三者割当の割当予定先である TING 氏は、TING 氏が Director を務める SHARP EDGE VENTURES LIMITED が当社株式 1,481,900 株（総議決権個数の 10.87%）を保有する主要株主であり、発行会社グループの事業内容に理解を頂いている。また、SHARP EDGE VENTURES LIMITED の 100%株主である LI Qing 氏は、深セン証券取引所に上場する晶瑞電子材料股份有限公司の取締役を務められており、半導体及び新エネルギー産業への知見を発行会社グループの EV 事業に発揮いただくため 2023 年 4 月 27 日付で発行会社子会社 Quantum Automotive Limited

(以下「QAL」という。)の名誉顧問に招へいし、就任していただいております。発行会社と良好な関係を有している。加えて TING 氏より当社の経営方針への悪影響を防止するべく発行会社の経営に介入する意思がないことを口頭により説明を受けている。

また、割当予定先から銀行預金の 2023 年 4 月から 6 月の各末日時点の残高証明書を受領し、本新株予約権の発行に係る資金については資金面で問題がないことを発行会社において確認しているとのことである。また、当該残高証明書の残高では新株予約権の行使を含む総額に満たないものの、取得した本株式を売却し売却した資金をもって権利行使を行う方針であることに加え、当該資金が他者からの借入ではなく全額自己資金であることを残高証明書受領時に割当予定先の TING 氏より口頭及び書面にて確認している。したがって、割当予定先の資金力についても特段の問題は無いといえる。

第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ同社より、調査対象者について反社会的勢力との関連を確定する情報は確認されないこと、割当予定先については香港証券取引所上場会社の創業者であること及びこれまでに反市場行為等は見られなかったことから、現状において憂慮する点は無いと考察される旨の調査報告書を受領した。なお、発行会社取締役の TUNG CHUN FAI が面談しているほか、パスポートの写しを入手しており、割当予定先が反社会的勢力等の特定団体等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出することとしている。したがって、割当予定先が反社会的勢力等と接点を有しているとは認められず、特段の問題は無いといえる。

以上の事情を総合すれば、割当予定先の選定の過程及び相当性について妥当であるといえる。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2021年2月期	2022年2月期	2023年2月期
連結売上高	245百万円	256百万円	264百万円
連結営業利益	△378百万円	△360百万円	△394百万円
連結経常利益	△377百万円	△311百万円	△156百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	△392百万円	△280百万円	△954百万円
1株当たり連結当期純利益	△36.40円	△24.79円	△76.24円
1株当たり配当金	－円	－円	－円
1株当たり連結純資産	53.26円	75.44円	21.04円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2023年6月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	13,671,131株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	1,142,900株	8.36%
下限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	－	－
上限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	－	－

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2021年2月期	2022年2月期	2023年2月期
始値	215円	500円	865円
高値	840円	1,019円	944円
安値	162円	462円	779円
終値	510円	861円	849円

(注) 各株価は、東京証券取引所（市場第二部。2022年4月4日以降はスタンダード市場）におけるものです。

② 最近6ヵ月間の状況

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
始値	868円	843円	851円	727円	792円	785円
高値	875円	1,022円	859円	804円	794円	788円
安値	840円	821円	673円	700円	748円	738円
終値	849円	846円	731円	790円	785円	770円

(注) 7月の株価については、2023年7月27日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2023年7月27日
始値	763円
高値	770円
安値	754円
終値	770円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による第11回新株予約権の発行

割 当 日	2020年11月11日
発行新株予約権数	11,289個
発行価額	総額9,798,852円(新株予約権1個当たり868円)
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	709,716,852円 (677,916,852円)
割 当 先	張玉珊 (Cheung Yuk Shan Shirley) 9,838個 周迪荪 (Zhou DiSun) 1,451個
募集時における 発行済株式数	10,812,361株
当該募集による 潜在株式数	1,128,900株
現時点における 行使状況	行使済株式数: 263,500株 (残新株予約権数 8,654個、行使価額 620円)
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	173,168,852円 (153,952,852円)
発行時における 当初の資金用途 (支出予定時期)	i 当社子会社 (Asia TeleTech Investment Limited) への貸付金 (当社子会社における資金用途) ① AI技術を用いた非鉄金属の商取引のマッチング事業に係る仕入資金 632百万円 (2020年11月~2023年11月) ii 当社子会社 (株式会社プロケアラボ) への貸付金 (当社子会社における資金用途) ③ マーケティング費用 45百万円 (2021年1月~2021年12月)
現時点における 充当状況 (注) (支出予定時期)	ii 当社子会社 (株式会社プロケアラボ) への貸付金 (当社子会社における資金用途) ③ マーケティング費用 0円 (2023年6月~2023年12月) iii 当社運転資金 153百万円 (2023年2月~2023年11月)

(注) 第三者割当による第11回新株予約権発行にて調達しました資金につきましては、2023年2月20日開示の「第11回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の資金用途変更に関するお知らせ」の通り、資金用途、及び支出時期の変更をしております。

② 第三者割当による第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	2020年11月11日
調達資金の額	300,000,000円
転換価額	620円
募集時における発行済株式数	10,812,361株
割当先	張玉珊 (Cheung Yuk Shan Shirley) 210,000,000円 (額面10,000,000円の本社債21個) 周迪荪 (Zhou DiSun) 90,000,000円 (額面10,000,000円の本社債9個)
当該募集による潜在株式数	483,870株
現時点における転換状況	転換済株式数: 483,870株 (残高 0円、転換価額 620円)
発行時における当初の資金使途 (支出予定時期)	ii 当社子会社 (株式会社プロケアラボ) への貸付金 (当社子会社における資金使途) ② 運転資金 143百万円 (2020年11月~2021年12月) ③ 新規マーケティング費用 45百万円 (2021年1月~2021年12月) ④ 化粧品等の新商品 (美容商品) 開発宣伝費用 86百万円 (2021年2月~2022年2月) ⑤ 新規店舗出店費用 26百万円 (2021年3月~2021年12月)
現時点における充当状況 (注) (支出予定時期)	ii 当社子会社 (株式会社プロケアラボ) への貸付金 (当社子会社における資金使途) ② 運転資金 143百万円 (2020年11月~2021年10月) ③ 新規マーケティング費用 14百万円 (2021年1月~2023年12月) ④ 化粧品等の新商品 (美容商品) 開発宣伝費用 14百万円 (2021年2月~2023年12月) iii 当社運転資金 26百万円 (2023年2月)

(注) 第三者割当による第3回無担保転換社債型新株予約権付社債発行にて調達した資金につきましては、2023年2月20日開示の「第11回新株予約権及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の資金使途変更に関するお知らせ」の通り、資金使途、及び支出時期の変更をしております。

## 11. 発行要項

### クオンタムソリューションズ株式会社 第12回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 クオンタムソリューションズ株式会社第12回新株予約権  
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 65,140,800 円
3. 申込期日 2023年8月14日
4. 割当日 2023年8月14日
5. 払込期日 2023年8月14日
6. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を TING YAN CHUN に割り当てる。
7. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 6,560,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。  
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
8. 本新株予約権の総数 65,600 個
9. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 993 円
10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、金 800 円とする。
11. 行使価額の調整
  - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり} \text{の払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 時価（本項第(4)号②に定める「時価」をいう。以下第(2)号において同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) その他

- ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引

の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
13. 本新株予約権の行使請求の方法 (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、第14項に定める行使期間中に第15項に定める行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく第15項に定める行使請求の受付場所に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第15項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に入金された日に発生する。
14. 本新株予約権の行使期間 2023年8月14日から2026年8月13日までとする。(但し、第19項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。)
15. 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 (1) 新株予約権の行使請求の受付場所  
クオンタムソリューションズ株式会社 管理部  
東京都千代田区九段北一丁目10番9号
- (2) 新株予約権の行使請求の取次場所  
該当事項はありません。
- (3) 新株予約権の行使請求の払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 新橋支店  
東京都港区新橋二丁目1番3号

16. 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。
17. 株式の交付方法 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。
18. 新株予約権証券の発行 当社は、本新株予約権に係る証券を発行しない。
19. 新株予約権の取得事由及び取得の条件 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、取得の対象となる本新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
20. 新株予約権の譲渡に関する事項 本新株予約権には譲渡制限は付されていない。但し、総数引受契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定である。

- (注) 1. 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
2. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
3. その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上